

## 平成30年5月28日参議院決算委員会議事録

○松沢成文君 希望の党の松沢成文です。

両大臣、御苦労さまでございます。

私は、まず第一点目、ゴルフ場利用税について、昨年この決算委員会でも質問させていただいて、その後、ちょっと動きがありましたので、まず文科省、スポーツ庁から質問を始めたいと思いますが。

私は、スポーツの中でプレーするときに税金を掛けるなんというのはゴルフだけだと。ゴルフは、高度経済成長期とかバブル期には接待の道具だとか金持ちの社交術だとか言われていましたけれども、もう今や国体の種目に入り、そしてオリンピックの種目に入るれっきとしたスポーツでありまして、ジュニア育成が行われているわけですね。

時代も変わりました、今、ゴルフ場をバブルのときにたくさん造り過ぎちゃって、もう大変ゴルフ場が潰れそうで困っているという、こういう時代に、いまだにゴルフだけ税金を掛け続けるというのはおかしいと言いましたら、文科大臣は、そのとおり、スポーツなんだから、もうこんなのに税金掛けるべきではないということで、スポーツ庁の方が昨年の税制改正の議論の中で、このゴルフ場利用税は廃止すべく、スポーツ庁はプランを示しました。

まず、スポーツ庁、できるだけ短く、どのようなものでありましたか、このプランは、具体的に。

○政府参考人（今里讓君） お答えいたします。

平成三十年度税制改正要望におきましても、総務省に対してゴルフ場利用税の廃止を要望したところでございますが、同税が地方公共団体の貴重な財源であることに配慮いたしまして、ゴルファーの協力を得て代替財源を確保する案に併せ、地方交付税交付金により不足する財源を確保するという案を示したところでございます。

○松沢成文君 総務省はなぜこの案を受け入れることができなかつたのでしょうか、その理由をお願いします。

○政府参考人（内藤尚志君） お答え申し上げます。

ゴルフ場利用税を廃止いたしまして、代替財源を地方交付税で措置するという案につきましてでございますけれども、地方財政全体で見ますと、地方税収が減少いたしまして、その財源不足が拡大いたします。その結果といたしまして、その半分は、地方交付税の臨時財政特例加算という形で国費の増加、まあ地方交付税の増加ということになりますし、また、残り半分につきましては、厳しい財政状況の交付団体が発行いたします赤字地方債の臨時財政対策債の発行増加ということになってまいります。国、地方を通じた厳しい財政状況、特に、地方団体からは強く赤字地方債である臨時財政対策債の発行抑制を求められている状況の下、受け入れることは困難ということでございます。

加えまして、ゴルファーによる寄附金での協力はあくまでも任意でございますので、安定的で恒久的な代替財源にはならないものでございます。

こうしたことから、スポーツ庁がお示しになられました代替財源の案は、全国市長会や全国町村会におきましても、ゴルフ場利用税に代わる財源たり得ないというふうにされているところでございまして、受け入れることは困難と判断したものでございます。

○松沢成文君 さあ、困りました。スポーツ庁の案を総務省はこんな代替財源案受け入れられないというふうにびしっと断られたわけですね。

ただ、東京オリンピック前に、もうこんなゴルフに税金掛けるような国は日本と韓国ぐらいですから。アメリカも一部の州でやっていますけどね。もうほかの国に聞くと驚きますよ。

そこで、文科大臣、総務省にびしゃっと断られちゃったわけですがけれども、これ、改革していくには新たな案出さなきゃいけないと思いますけれども、文科省として何かお考えあるんでしょうか。

**○国務大臣（林芳正君）** 文科省におきましては、実は平成二十五年度の要望から毎年、ゴルフ場利用税の廃止を総務省に対して要望してきたところでございます。

今お話がありましたように、先生からも、生涯スポーツ社会の実現に大きく貢献できるゴルフはスポーツであると、それから、今おっしゃっていた、大衆化もしていると、それから、オリンピック種目として国際的にも認められたスポーツであるということ、そして、ゴルフ場利用者に特段の担税力が見出せないということから、今年も引き続き平成三十一年度要望において廃止を総務省に要望してまいりたいと思っております。

また、この廃止をした場合に、ゴルフプレー人口の増大が実現されれば、ゴルフ場の振興が実現されて、それと密接な関係を有する地域経済の活性化が図られると、こういうふうに考えておるところでございまして、より多くの国民がゴルフに親しむということで、スポーツ実施率の向上が図られるとともに、地域の振興に資するように、引き続きゴルフ場利用税の廃止の実現に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

**○松沢成文君** いや、理念的にそうしたいのって分かりますけれども、それ言ったら、総務省は駄目だと言っているわけです。代替財源、何か用意しろと。でも、交付税を使おうと思ったって、交付税だって厳しいんだと。臨財債もたまっているんだと。駄目だと言っているんですね。

野田総務大臣、何か総務省としていい案があるんですか、これ。どうでしょうか。

**○国務大臣（野田聖子君）** お答えいたします。

御承知のように、ゴルフ場で駅前にあるゴルフ場ってないんですね。大概是、岐阜県もたくさんゴルフ場あるんですけども、山を開発して、そこまで道を切り開いて、相当、地方も苦勞して造っております。そして、大体ゴルフ場あるところは過疎地域になっていきますので、そういった意味では、財源に乏しいそういう過疎の地域にとっては貴重な財源になっているということも御理解いただきたいなと思っております。

また、アクセス道路、今申し上げたような、そういう整備とかその維持管理、当然、ゴルファーは必ずしもその地域の人ではありませんから、県外や、岐阜県の場合だと愛知県とか他県からたくさんいらっしゃるわけですが、そういう人たちが御利用になる維持管理とか、また、山を切り崩して造ったりしているものですから、地すべりとかいろんな砂防の問題とか災害防止対策、また、ごみ処理、環境対策、ゴルフ場関連の行政というのは大変需要がございます。プレーヤーは、今申し上げたように、外から来る人も多いし、担税力もあるということから、受益者として公平かつ合理的に納税していただく仕組みということで進めてきているわけであります。

今おっしゃったとおり、臨財債も総務委員会等では全ての政党の皆さんから抑制しろという御指摘もいただいているところなので、スポーツ庁の御指摘はちょっと整合性が取れない。地方の財源をしっかりと守っていくという、ほぼ全党の皆さんが、財投債、これ、借金を増やしちゃいけないということで御指摘をいただいている中、この現行制度、地方税、ふさわしいのではないかなというふうに理解をしていただければ有り難いと思います。

**○松沢成文君** 地方団体は、まあ廃止してもいいですけど、その分代替の財源があればいいんですよ、こう来るわけですよ。これね、私も全国知事会にいましたけれども、全国知事会は、その税の正当性、時代的背景、こういう議論にならないんです。とにかく今、地方団体は財政厳しい、これは都道府県も市町村も。だから、財源が少しでも減るのは全部反対なんです。反対の要望を何々省に上げようと、こうなっちゃうんですね。

ですから、この地方団体の意見聞いていても、これ、全く改革進みません。これは、やっぱり税としてもう時代に合わなくなったものはきちっと廃止をしていこうと、これ国で決めて、それで激変緩和措置として、私は、交付税措置、例えば五年間ぐらい決めてだんだんと減らしていきますよと、その間に自分たちが自立する財源を考えてくださいと、これぐらいのことは言わないと。

要するに、今の発想だと、古い税は既得権があるからずっとそのまま取っておきましょうと、それで、新しい時代の要請に、新税はつくりましょうと。森林環境税なんかそうですね。そうやっていくと、増税国家になっちゃうじゃないですか。

税も、両大臣、聞いていただきたいのは、スクラップ・アンド・ビルドが必要なんですよ。もういまだにゴルフに税金掛けているなんて国、日本だけです。これ、世界的に見ても恥ずかしいんです。地方自治体の有効な財源になっているといっても、それによって地方のゴルフ場が料金やっぱり高くなりますから潰れていっているんですよ。潰れていっちゃったら、固定資産税も入らないですよ。あるいは、キャディーさんたちの、キャディーさんと言ったらいけないのかな、職員たちの雇用だってなくなっちゃうわけですね。

ですから、こういう余計な税はきちっと改革をしていく。オリンピックもあるんですから、恥ずかしいです。スポーツ庁、頑張ってくださいね。

そうやって、やはり国全体として意思決定をしていかないと、既得権のある人たちは絶対にどんな税でも廃止することには反対します。じゃ、財源を用意しろ、これをずっと聞いていたらこの問題一生解決しないので、是非ともお二人でよく夜を徹して議論し合って、やっぱり日本恥ずかしいですよ、こんな税金いまだに取っているの。どうにか今年の年末の税調できちっと改革をしていただきたいと思います。

二点目に参ります。次は、これも私ずっと訴え続けた地方たばこ税についてお伺いしたいんですね。

昨年四月のこの決算委員会の質疑で、私は、加熱式たばこの税率が紙巻きたばこの税率と比較して極端に低い税率が適用されているというのを明らかにしました。そしてまた、財務省が株を持って半国営会社であるJTのブルーム・テックだけが物すごい低い税率で抑えられていて、フィリップ・モリスのアイコスとかあるいはBATのグローよりもこんなに低かったわけです。こんな不公平あるかと言いましたら、さすがにここは財務省もこのままじゃ

まずいなと思ったんでしょう。ここは改革を始めたんですね。

まず、文科省も厚労省と共同で、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的としたたばこ税の税率の引上げを要望しているんです。これ、結構画期的なことだと思うんですね。健康の観点からたばこ税を上げるべきだと言ったんですけどね。

平成三十年度税制改正で、加熱式たばこを含むたばこ税を段階的に増税することが決まりました。加熱式たばこは五年間ぐらい掛けて、あと、紙巻きたばこは、まあ消費税上げる年だけは抜いて、つまり四年間掛けて上げるということが決まったんですね。

そこで、伺いたいんですが、今回のたばこ税の増税によって最終的に年間の税収がどの程度増えることになるのか、どう試算をしているんでしょうか。このうち、加熱式たばこの増税額はどの程度になるのか、これ国税と地方税の内訳も教えてもらえればと思います。

○政府参考人（内藤尚志君） お答え申し上げます。

今回のたばこ税の見直しによります増収見込額でございますけれども、最近の販売数量の動向でございますとか税率引上げによる影響等を勘案をいたしまして、見直しが完了する時点で、国と地方合わせまして二千三百六十億円を見込んでいるところでございます。その国と地方の増収額の内訳でございますけれども、税率が国と地方で同じでございますので半々ということで見込んでいるところでございます。

それから、そのうち、加熱式たばこでございますけれども、これは、御指摘ございましたように、紙巻きたばこの間で税負担の格差が生じているということがございまして、紙巻きたばこから加熱式たばこに切り替えることによりまして、入ってくるべきたばこ税収が減少しているというのを一部取り戻すものでございまして、単純な改正増収額とはやや性格が異なる面があるわけでございますけれども、一定の仮定を置いて試算をいたしますと、見直しが完了する時点で、国、地方合わせて三百十億円を見込んでいるところでございまして、その国と地方の増収額の内訳は、先ほどと同様、税率が同じでございますので半々と見込ん

でいるところでございます。

**○松沢成文君** 文科大臣、今回、画期的だと言ったのは、たばこ税の税率の引上げがなされることにより、二〇二〇年東京オリパラに向けたスポーツによる健康増進や青少年による喫煙防止にも貢献するものと考えられるというのが見解なんですね、文科省の。としておりますけれども、具体的にどの程度の効果があると考えていますか。

**○国務大臣（林芳正君）** 国際オリンピック委員会と世界保健機関、ここは実はたばこのないオリンピックを推進するという事に合意をしております、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、またスモークフリーな日本を目指す観点からも、たばこ税の税率引上げによる消費抑制、喫煙率の低下を図ることが重要だと考えておるところでございます。

例えば、平成二十二年十月の増税において、たばこ販売代金において三七%値上げが行われましたが、この結果、成人喫煙率が平成二十一年の二三・四%から平成二十三年の二〇・一%、三・三%ポイント減少したところでございますので、やはりたばこ税の増税は喫煙率の低下に効果があるというふうに考えております。

**○松沢成文君** そうなんですね、WHOの世界たばこ規制枠組条約、ここでも、たばこの値段を上げること、つまり、たばこの税をぐっと上げることによって、たばこが高くなりますから喫煙者は減っていきます。と同時に、税率は落ちないというか、税率を上げていますからね、税収も上がるということで、これ一石二鳥だということで、健康政策と、あと財政にも悪影響を与えないということで、全世界で今取り組んでいるんですね。

文科大臣、例えば、今回の増税は一箱六十円ぐらいですから、まあ四百円から五百円になるぐらいですよ。これ、昔からよくたばこ千円論と言っている方もいましたけれども、一挙にたばこ一箱千円に上げるとすると、喫煙者がぐっと減って健康社会になるし、税収は落ちない、財政的な被害はない、むしろ税収が上がる可能性もある。そうであれば、文科省と

してはこれぐらい大胆な要求を、どうですか、財務省なり、あるいはこれ、地方自治体にとってもたばこ税収上がる可能性がありますから、総務省も関係してくるんですけど、それぐらいの提案したらどうでしょうか。

**○国務大臣（林芳正君）** 先ほどお答えしたように、このたばこ税の増税というのは、たばこの消費抑制や喫煙率の低下に効果があると考えております。

現行、日本のが大体四百四十円ぐらいでございましょうか、販売価格がですね。ドイツが七百三十九円、フランスが八百五十八円、英国は千八百四十円と、こういう状況でございしますので、価格差も先生御指摘のとおりですが、急激に増税をいたしますと、たばこ産業を始めとした関係各所への影響も大きいということでもございますので、先ほど申し上げたような諸外国の動向等も踏まえながら、やはり総合的な判断というものは必要になるというふうに考えております。

**○松沢成文君** 野田総務大臣、これ、たばこ税をぐっと増税すると、たばこ税収が上がって、その半分は地方に来るわけですから、先ほど地方自治体の財政厳しい厳しいという話ありましたが、地方自治体にも恩恵があるわけですよ。

総務省としても、財務省に対してたばこ税の増税求めていったらどうですか。

**○国務大臣（野田聖子君）** お答えいたします。

個人的な話になるんですけど、私の祖父は専売公社の初代の副総裁をしております、今、にわかに祖父のことを思い出しました。本人はたばこを吸わない人だったんですけども、今この議論を聞いていて、どう思っているかなというような思いにはせておりましたが。

現在の地方のたばこ税収というのは一兆円を超えていて、地方団体にとっては大変貴重な財源になっていることはおっしゃるとおりでございします。

平成三十年の税制改正において、高齢化の進展により社会保障の増加等もあり、国、地方の厳しい財政事情あることを踏まえて、財政物資としてのたばこの基本的性格鑑みて、たば



こ税の負担水準を国と地方合わせて一本当たり三円引き上げることとしたわけです。更なる大幅な税率の引上げについては、たばこの消費抑制効果を持つことは否定できませんが、これに伴うたばこの消費量の減少が将来にわたってたばこ税収のマイナスの影響を与える可能性も考えられます。

いずれにしても、今回税率引上げを着実に進めていくことが重要であり、その上で、今後のたばこ税の在り方については、財政事情が厳しい中で財政物資としてのたばこの基本的性格を踏まえつつ、かつて郵便局が国営のときは、郵便貯金の剰余金もその財政物資として急な出費のときにはそれも使えたんですけど、今はそれはありませんので、また、葉たばこ農家、たばこ小売店への影響、さらには、まさに御指摘の国民の健康増進の観点などを総合的に勘案して、これらのバランスを取りつつ検討していくことが適当と考えます。

[○松沢成文君](#) 文科大臣、最後に、実はたばこの自動販売機について、これ青少年の喫煙の問題にもつながりますので聞きたいんですが。

今、たばこ規制枠組条約できちっと自動販売機は全廃を目指すという方向が打ち出されているんで、欧米諸国、アジアの諸国も今たばこの自動販売機はほとんどありません。最後に残っていたのが悪の枢軸と言われる日本とドイツなんです。でも、このドイツも法律で自動販売機規制しましたから、どんどん減っています。

日本だけです、これ規制されていないのは。そう言うと、財務省は、理財局は、日本もタスポなんか導入して青少年がなかなか買えないようにしていると言うけど、タスポは、お父ちゃんがタスポも貸してあげれば子供買えるわけですね。やっぱりそういう小手先の手段で自動販売機を守ろうとしているとしか思えないんです。

私は、日本はたばこ規制枠組条約に入っている以上、諸外国がやっているようにたばこの自動販売機は全廃を目指すべきだと思います。そうしないと、オリンピックで多くの方が来て、日本というのは技術は進んでいるけど、こういうところは遅れているんだねって、こん

な印象を持ちちゃうと思うし、やっぱり大臣が考えなきゃいけない青少年の健全育成の分野からしても、健康の問題から考えても、自動販売機の全廃を私は財務省に要求したらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（林芳正君） この中学生、高校生で喫煙経験のある者、この割合が大きく低下はしているものの、依然として一部の未成年には喫煙行動が見られるということで、自動販売機の設置、これ、たばこ、また、たばこ販売の許可は、今先生がおっしゃったように、財務省がたばこ事業法に基づいて所管をしておりますので、自動販売機の設置に関して文科大臣としてなかなかお答えできる立場にないということは御理解いただきたいと思いますが、たばこ自動販売機の台数、たばこ自動販売機による販売金額、これいずれも大きく減少はしておりますが、やはり未成年者の喫煙、これは非行、犯罪、健康被害につながる危険性があるということでございますので、青少年の健全育成という観点から、文科省としても喫煙防止教育を推進してまいりたいと思っております。

○松沢成文君 以上です。ありがとうございました。